

基本計画について

○基本計画とは（市有建築物建設の手引きより抜粋）

計画とは「物事を行うため、その手順・方法等を考えること」であり、基本計画では、基本構想から実現にいたるまでの一連の計画設計等行為のうちで、事業計画の基本的方向を確定し、基本構想を基に設計条件の設定の決定を行う。

南部療育センター(仮称)基本計画について、下記事項を策定するもの。

I 本計画策定について

- 1 目的
- 2 経緯

II 施設機能・・・資料5

- 1 相談・診断
- 2 通園による支援
- 3 保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援
- 4 外出が困難な障がい児への支援
- 5 家族支援
- 6 地域支援
- 7 管理・運営
- 8 福祉避難所
- 9 地域との連携・交流
- 10 その他

III 主な関係機関との連携及びエリア分担・・・資料6

IV 整備地について

- 1 位置
- 2 概要
- 3 法令規制等

V 施設建築計画・・・資料7

- 1 施設建築の基本方針
- 2 施設の規模
- 3 ゾーニング計画
- 4 施設配置計画
- 5 特殊設備
- 6 その他（概算工事費、長寿命化・維持管理の効率化、コスト縮減など）

VI 施設運営計画・・・運営方式、施設機能のために必要な職員数など

VII 今後のスケジュール

※太字・・・今回(第1回委員会)検討事項